

「集団窃盗等の情報の取扱い」に関する提言(案)

NPO 法人 全国万引犯罪防止機構
集団窃盗等の情報の取扱いに関する調査研究小委員会

1. 問題の背景と当機構が検討する理由

○万引犯罪は個人的・刹那的な犯行を中心とする牧歌的な段階から、組織的・計画的な犯行に対する抜本的な対策を要する段階に移行している。

《資料 1》「最近の集団窃盗等発生事案」

○一方、社会経済のグローバル化、IT 技術の発達等に伴い、盗品の海外処分ルートが容易に形成されることから、外国人の関与した万引犯罪に対する特別な対策が焦眉の急となる事態も生じてきている。

《資料 2》「来日外国人犯罪の検挙状況」

○さらに、重大な刑法犯罪に対する取締り強化の結果、一部の反社会的勢力による集団窃盗団への参入、深夜窃盗事案の増加等、警察力の強化をバックとした組織的な対応が急がれる状況も生じてきている。

○もはや集団窃盗は、組織的、大量・高額、広域犯罪として、社会を挙げて断固たる対処をせざるを得ない影響力の大きさを持つ段階に至っている。

○万引犯罪の中でも、組織的・計画的な集団窃盗あるいは大量万引等に対処するためには、IT 技術の活用等により被害情報の迅速な警察通報と、企業ぐるみ・地域ぐるみの情報共有が要であり、小売業の中には、様々な制約を乗り越えて、既にそのような取組みに踏み出している事例も見られる。

《資料 3》「日本チェーンドラッグストア協会防犯・有事委員会『大量窃盗発生通報』システム」

○しかしながら、小売業にとって集団窃盗等の情報は店舗の安心・安全や企業秘密や信用に関わるものがあり、また、取扱いに当たって個人情報保護法上の配慮を要するものもある。さらに、警察当局にとって集団窃盗等の情報は、捜査情報としての限定的な取扱いを要するものもある。

○被害小売業を構成員として多く抱える万防機構は、IT 技術の活用等により小売業が被害情報の迅速な警察通報と、企業ぐるみ・地域ぐるみの情報共有を実現し、犯罪被害を最小化しながら取締効果を上げるための新たな仕組みの構築について、以下の通り提言する。

2. 提言

<小売業>

①小売業は、防犯カメラ、防犯ミラー、万引防止機の設置等のハード対策、店員による声掛け、マニュアルの制定、防犯訓練の実施等のソフト対策により、集団窃盗等の被害に遭いにくい店舗を整備すること。(なお、被疑者調査の結果によれば、集団窃盗団にとって、店内放送、メロディーブザー等はしばしば犯行を思い止まらせるきっかけとなっている)

②集団窃盗等の被害に遭った際、被害商品と被害量を迅速に把握できるよう、常に商品陳列の整頓に努めること。

③集団窃盗等の被害を確認した売場担当者は、対処ルールに従って被害情報（被害商品、被害量、発見日時、被疑者の特徴、発見者の氏名等）を直ちに店舗責任者等に通知するとともに、全件、所轄警察ないしは110番通報すること。

④被害情報は、事後、対処ルールに従って携帯メール等により他の店舗担当者に共有されると、被疑者確保や次の犯罪抑止に効果的。

【参考4】「スマホを利用した防犯画像情報の共有化」シミュレーション

⑤被害情報のうち集団窃盗団に関する被疑者の特徴等の情報は、対処ルールに従って携帯メール等により、企業グループぐるみ、地域ぐるみの共有が図られれば効果的。

《資料3》「日本チェーンドラッグストア協会防犯・有事委員会『大量窃盗発生通報』システム」

<警察当局>

①警察当局は、主要街道沿い等で長時間営業するセルフ販売小売業を中心に、集団窃盗の被害に遭いやすい小売業に対して、集合教育の実施、対策会議の開催、臨店指導の実施等により、日常的な被害予防に努められたい。

《資料4》「群馬県警による小売業緊急対策会議」

②警察当局は、地元小売業団体等との連携（協定の締結、覚書の交換等）により、発生した集団窃盗等の被害店舗から受けた通報を集約し、モバイル機器による配信等の手段によって、迅速に地域の必要な小売業店舗に配布し、被疑者の確保や次の犯罪抑止に役立てるよう努められたい。

《資料5》「島根県警『ドラッグストア安全安心ネットワーク』」

③警察当局は、集団窃盗等の被害情報を、都道府県警察・地元警察署における捜査記録に止めず、近年の集団窃盗犯罪の広域性に鑑みて、「集団窃盗等データベース」（仮称）を新たに構築し、事後にこれに入力することによって、当局の広域的な情報共有に備えられたい。

【参考3】「集団窃盗等データベース」（仮称）の構築

既に欧米では、主として集団窃盗に関わる盗品のデータベースを構築し、加盟小売業等が迅速に情報照会できる仕組みができています。

《資料6》「海外における盗品情報照会データベースの整備状況」

④被害情報は、事後に分析・整理した上で、捜査資料としての限界の中で可能なものは、警察当局から地域の万引防止協議会等の事例研究に供されたい。

《資料7》群馬県警「万引き犯人の視点から見た効果的な防犯対策」

<業界団体>

①被害情報の共有は個別の小売業や警察当局ではなく、業界団体が担うことも考えられる。小売業団体は、上記、県警本部・地元警察署との連携による集団窃盗等被害情報の提供を積極的に受け止め、傘下の小売企業に対して、迅速、的確に提供する体制の構築を前向きに検討されたい。

- ②諸外国の先行事例に鑑みれば、「集団窃盗等データベース」構築を警察当局ではなく、業界団体が担うことも考えられる。集団窃盗等の被害の顕著な業界団体が中心となって、業界ぐるみ、小売業ぐるみのデータベース構築の働き掛けを推進されたい。万防機構にはその支援の用意がある。

【参考1】小売業・サービス業等で既に採られている対策

- ① 自動車用品小売企業の中には、主要街道・バイパス等に連なって出店している自社店舗で、組織的・機動的な集団万引を発見した場合、先々の店舗に警戒情報を流すシステムを稼働させているものがある。
- ② 大手小売業の中には、防犯カメラによる自社店舗での万引画像を地域の僚店に流し、返品・返金に来店した万引犯の確保に結び付けているものがある。

【参考2】地域ぐるみで既に採られている対応策

- ① 群馬県では、化粧品を取り扱うドラッグストア、ホームセンター、ディスカウントストア等が連携し、集団窃盗グループの襲撃を情報交換している事例がある。
- ② 島根県では、県警と地域のドラッグストア6チェーンが覚書を結び、店舗から大量万引・組織的万引被害等が県警に通報された場合、メールで一斉に各店舗に連絡し、万引を未然に防ぐ取り組みをしている。

【参考3】「集団窃盗等データベース」（仮称）構築のシミュレーション

県内警察署が県警の指示の下に管轄区域内のドラッグストアで発生した集団窃盗等に関する第一報を、区域内の他のすべてのドラッグストアに対して伝達するシステムを構築するのに要する費用を概算すると以下の通り。（ここでは、試みに埼玉県に例をとって試算）

- モデル県警：埼玉県警察本部
- 警察署：県下39警察署（別記資料）
- 県下に所在するドラッグストア：860店舗
- 費用概算例

<購入型>

サーバハードウェア・ソフトウェア	20百万円
通報システムソフトウェア	10百万円
システム運用費用(5年)	10百万円
計	40百万円

<利用型>

1店舗当たり月5千円

(47都道府県の警察署総数1,270、ドラッグストア店舗数16,954)

《資料8》「集団窃盗等データベース」システム設計事例

【参考4】「スマホを利用した防犯画像情報の共有化」シミュレーション

防犯カメラにより認証された防犯画像を同一店舗内の従業員、同一チェーン店舗の従業員がスマホを利用して共有化するシステムを構築するのに要する費用を概算すると以下の通り。（ただし、画像は、リアルタイムで送信され、店舗に勤務している従業員にリアルタイムに利用される場合と、いったん蓄積されて他のシフトの従業員に利用される場合があるものとする。）

○防犯画像用 PC	200 千円
○防犯画像認証ソフトウェア	600 千円
○スマートフォン	100 千円
○無線 LAN アクセスポイント	150 千円
計	1050 千円

《資料 9》「防犯画像情報共有化システム」設計事例

【参考 5】 集団窃盗等に関して共有化が望まれる情報

(1) 情報の種類

1) 「大量・組織的万引きの発生」緊急通報（島根県警の事例）

- ①発生日時<○年○月○日（○曜日）○時ごろ>
- ②発生場所<○市○町 店舗名（○○）>
- ③被害品<化粧品○点、医療品○点>
- ④犯人の特徴<年齢、身長、性別、体格、服装、その他の特徴>
- ⑤車両<車名、塗色、登録番号>

2) 「不審者の出没」緊急通報（島根県警の事例）

- ①日時<○年○月○日（○曜日）○時ごろ>
- ②発生場所<○市○町 店舗名（○○）>
- ③不審者の特徴<年齢、身長、性別、体格、服装、その他の特徴>

3) その他必要な情報

(2) 情報共有の緊急性と伝達手段

1) 緊急性

- ①即時共有
- ②逐次共有、定期共有

2) 伝達手段

- ①ケータイ電子メール（SNSを含む）
- ②PC電子メール（SNSを含む）
- ③電話・携帯・スマホ
- ④FAX
- ⑤文書

【参考 6】 集団窃盗等情報共有の流れの例

(1) 企業内ベース

- ①万引発生店舗→チェーン本部・地域本部→全店舗・地域店舗
- ②万引発生店舗→隣接・近接店舗

(2) 企業・団体連携ベース

- ①万引発生店舗→チェーン本部・地域本部→業界団体本部事務局・業界団体支部事務局→団体加盟企業本部→加盟企業全店舗・地域店舗
- ②万引発生店舗→業界団体本部事務局→加盟企業店舗

(3) 企業・警察連携ベース

- ①万引発生店舗→チェーン本部・地域本部→県警本部→ネットワーク加盟企業店舗
- ②万引発生店舗→県警本部→ネットワーク加盟企業店舗

(4) 小売業勤務の警察OB等の「情報連絡会」ベース

- ①万引発生店舗→当該小売業に勤務する警察OB等→県警本部→他県の警察本部
- ②万引発生店舗→当該小売業に勤務する警察OB等→他の小売業に勤務する警察OB等

(5) その他の情報共有の流れ

- 1) 地域データベースセンターの構築
万引発生店舗→地域データベースセンター→ネットワーク加盟企業店舗
- 2) 業界データベースセンターの構築
万引発生店舗→業界データベースセンター→ネットワーク加盟企業店舗

【参考7】 集団窃盗等情報共有化の課題

- (1) 警察当局における集団窃盗等の取扱いの再構築
【資料1】に見られるように、集団窃盗犯罪の多くは来日外国人によって犯されており、また【資料2】警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」によれば、犯罪者の国籍は集中している。このため、集団窃盗犯罪の捜査に関しては、平成25年版犯罪白書も指摘する通り、「犯行準備、犯行及び犯罪収益の処分等の各場面において、国境を越え、又は性質上、国境を越えやすい要素を含む場合があり、窃盗・強盗事犯者について、犯罪収益等の海外送金といった国境を越える要素を含むものや、サイバースペースの利用やブローカーの介在といった、必ずしも国境を越えるわけではないが、その性質上、国境を越えやすい要素を含むもの」についての特段の取扱いが必要となる。このためには、生活安全課・地域課の取扱いから刑事課・組織犯罪対策課・外事課等を含めた総合的な体制構築検討が必要とされる。
- (2) ネットオークションによる盗品処分に関連した取り組みが必要。
- (3) 海外に拠点を置いた犯罪集団に関連した情報収集および防御体制の構築が必要。
- (4) EASの解除器、防磁繊維、開錠器等の流通規制に関連した取り組みが必要。
- (5) 新しい犯罪状況に鑑み、IT技術の活用等により、企業ぐるみ・地域ぐるみの情報共有、警察当局との連携強化等の取り組みが必要。
- (6) 集団窃盗等の情報の取扱いに関しては、小売業・サービス業にとっては店舗の安心・安全や企業秘密や信用に関わるものもあり、一方、警察当局にとっては捜査情報としての限定的な取扱いを要するものもあり、犯罪被害を最小化しながら取締効果を挙げるためには、情報の取扱いに関するルール化等、新たな手立てを検討することが必要。
- (7) 中長期的には、欧米のように、主として集団窃盗に関わる盗品のデータベースを構築し、加盟小売業等が迅速に情報照会できる仕組みを構築することが必要。

以上